

令和8年度 スポーツまちづくり助成事業募集要領

だれもが、スポーツに取り組める機会の拡大を図ることにより、心身ともに元気な人のまちづくりを促進するため、公益財団法人宇部市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が、主に宇部市で活動する団体の実施する事業に対し、助成金を交付します。

1 助成の対象となる事業

団体が令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとします。

※(1)、(2)、(4)の事業実施にあたっては、延べ50人以上の集客設定をすること。

- (1) 健康づくり・体力づくり
- (2) 共生社会
- (3) 人材育成
- (4) 大会誘致・ツーリズム

2 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費から事業実施によって得る収入を除いた額の範囲内かつ予算の範囲内とし、1事業につき20万円を上限とする。

3 助成対象となる経費

助成の対象となる事業に直接必要となる経費のみを対象とする。ただし、次の各号については、制限を設ける。

- (1) 備品購入費の助成金の額は助成対象経費の5割以内とする。ただし、10万円を上限とする。
※備品を購入する場合は、事務局に要事前相談。
- (2) 人件費の助成金の額は、助成対象経費の2割以内とする。ただし、4万円を上限とする。
- (3) 資格を取得する事業を実施する場合、申請者自身のみが資格を取得するものは対象外とする。
※各事業に共通して食糧費は対象外とする。
※上記にかかわらず、その他支出が適当でないものは対象外とする。

4 助成の対象とならない事業

上記に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

- (1) 宇部市又はスポーツ協会が実施する他の助成金の交付を受けている事業
- (2) 団体の会員、構成員等のみを対象とする事業
- (3) 当助成事業の助成金の交付を過去3回受けている団体が実施する事業
- (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (5) その他助成することが適当でないと認められる事業

5 助成金の申請方法

助成金交付申請書（様式第1号）に以下の資料を添付し、スポーツ協会事務局（宇部市恩田町四丁目1番4号）に提出してください。

申請書等は公式WEBサイトからダウンロードしてください。

- (1) 助成交付申請書（様式第1号）
- (2) 助成対象事業計画書（別添1参考様式）
- (3) 助成対象事業収支予算書（別添2参考様式）
- (4) 申請金額の根拠となる見積書のコピーなどを添付
※根拠資料の右上部にNo.を記載し、収支予算書の該当欄に同じNo.を記載してください。
- (5) 申請団体概要書（別添3参考様式）
- (6) その他必要と認める書類

6 申請書の受付期間・提出先及び審査方法

- (1) 受付期間
令和8年4月24日（金）から令和8年5月25日（月）まで
（平日）午前9時00分から午後7時00分まで
（土曜日、日曜日及び祝日）午前9時00分から午後4時00分まで
- (2) 提出先
宇部市恩田町四丁目1番4号
公益財団法人宇部市スポーツ協会事務局
- (3) 提出方法
持参またはメールにてご提出してください。
メール：info@ube-taikyou.or.jp
- (4) 審査方法
選考委員会による書類審査及び選考を行います。（6月中旬に結果通知を予定。）

7 助成金の交付決定

- (1) 選考委員会において助成金の交付又は不交付を決定し、文書で通知します。
- (2) 上位4団体に助成金を交付します。ただし、最低基準点（評価配点合計の60%）以上の点数を得られなかった場合は、交付しません。
- (3) 交付状況に応じて、二次募集を行うことがあります。

8 助成事業実施にあたっての注意

- (1) WEBサイト、チラシ等において「宇部市スポーツ協会助成事業」を明記すること。
- (2) 集客のための広報活動を広く行うこと。
- (3) 助成対象事業の内容を変更し、又は中止する場合は必ず事務局に報告すること。

9 助成事業報告にあたっての注意

助成対象事業が完了して30日以内に事業完了報告書に関係書類を添えて提出すること。

■お問い合わせ先

〒755-0023 宇部市恩田町四丁目1番4号

公益財団法人宇部市スポーツ協会事務局

TEL 31-1507 FAX 21-7138

e-mail info@ube-taikyou.or.jp 公式HP <https://ube-taikyou.or.jp>